

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

山之上地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 県下最大の梨の産地であるが高齢化の進行による耕作放棄地の発生が懸念されている。
 - ・ 地域の中心となる経営体への農地集積とともに後継者育成、新規就農の促進が急務である。
- また、付加価値の向上による経営改善を図る必要がある。